

永平寺町契約事務規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和5年8月28日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第22号

永平寺町契約事務規則の一部を改正する規則

永平寺町契約事務規則(平成18年永平寺町規則第40号)の一部を次のように改正する。

第40条第2号中「10万円」を「20万円」に改め、同条第3号中「5万円」を「10万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項各号の他、メーカーが示すカタログ価格(カタログ価格に按分率(過去のカタログ価格と納入額の比率の実績をいう。))を乗じたものを見積書に準ずるものとして取り扱うことができる。

第41条第3号中「1万円」を「3万円」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 災害時や水道管破裂など緊急性を要するとき。
- (5) 各種事業において、要綱等で金額が定められているとき。

第44条に次の1号を加える。

- (13) 災害時等の緊急事態を要するやむを得ない事由が生じたときは、契約書記載の金額を甲乙協議の上、精算額をもって契約額とすることができる。

第48条第1号中「30万円」を「130万円」に改める。

第49条第2項中「3万円」を「10万円」に改める。

第75条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

- 1 町長は緊急の必要があると判断した時は、契約事務規則を変更することができる。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。